

# 県立特別支援学校における学校行事に関するガイドライン

## 特別支援教育課

今般、8月26日付け特第1289号教育長通知「県立特別支援学校の8月31日以降の授業等の教育活動について」を踏まえ、学校行事について、「県立特別支援学校における学校行事に関するガイドライン」を策定しました。

については、今後、各学校においては、より慎重な対応が必要な児童・生徒等が在籍していることを考慮し、現在の感染状況等を慎重に見極め、その必要性や実施時期を個々に判断するとともに、実施にあたっては、本ガイドラインに則り、学校や児童・生徒等の実情に応じて、感染症予防対策の徹底と学びの保障の両立の観点から適切に実施するようお願いします。

なお、今後、地域の感染状況等により、学校行事の扱いや留意事項等については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

### 1 学校行事の実施に関する基本的な考え方

- ア 学校の教育活動に関する指導計画の見直しに当たっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や児童・生徒等の実情を踏まえて学校行事の実施について判断すること。
- イ 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講じること。
- ウ 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにすること。

### 2 各学校行事の留意事項

#### 【始業式・終業式・その他集会】

- 実施に当たっては、3密の状況が生じないよう留意し、感染防止に万全の措置を講じること。
- 実施する場合は、参加人数を少なくすることにより児童・生徒等の間隔を広くとる、時間を短縮する、各教室において放送等により実施するなどの工夫を行うこと。
- ※卒業式、入学式については、今後改めて、留意点等を示す予定。

#### 【文化祭】

- 特別支援学校小学部・中学部・高等部における学校行事の目標及び内容並びに指導計画の作成と内容の取扱いについては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第6章及び特別支援学校高等部学習指導要領第5章に示すとおり、小学校学習指導要領第6章、中学校学習指導要領第5章又は高等学校学習指導要領第5章に準ずることから、文化祭は、学習指導要領に定められている特別活動の文化的行事の一つであり、文化的行事の内容「平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりすること。」を踏まえた上で、感染症予防対策と児童・生徒等の学びの保障の両立の観点から検討すること。（これまでの実施例を踏まえつつも、3密回避の視点からの検討が必要）
- 実施する場合は、不特定多数の人が学校に出入りすることによる児童・生徒等への感染の恐れがあることから、来場者は児童・生徒等と保護者に限定するなどの工夫が必要である。保

護者の範囲や人数、入場確認方法、健康確認方法等について各学校で適切に定めること。

(事前の広報活動等により、開催当日に混乱が起きないように留意する。)

- 感染防止の観点から、食品を調理し提供する企画については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2020.8.6 Ver.3 文部科学省)」において調理実習は特にリスクの高いものとされていることを踏まえ、児童・生徒等が調理した食品を他の児童・生徒等に提供することについては、原則として実施しないこととするなど、特に慎重に判断することが必要である。学校として実施を検討する場合には、保健所と事前に相談し、専門家の意見を踏まえて慎重に判断すること。

なお、袋入りの食品や飲料等販売については、感染症予防対策及び手洗い場所の確保などの措置を講じた上で、各学校で適切に判断すること。

- 3密回避の観点から、各企画について、各学校でその適否について適切に判断すること。

※学校説明会は、文化祭とは趣旨が異なるものであることから、別日程で設定すること。

### 【運動会・体育祭】

- 運動会・体育祭は、学習指導要領に定められている特別活動の健康安全・体育的行事の一つであることから、健康安全・体育的行事の内容「心身の健全な発達や健康の保持増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。」を踏まえた上で、実施に当たっては、近距離で組み合うことや、接触することが多い種目は実施しないなど感染状況等を踏まえた適切な内容となるよう留意すること。

- 実施に当たっては、不特定多数の人が学校に出入りすることによる児童・生徒等への感染の恐れがあることから、来場者は児童・生徒等と保護者に限定するなどの工夫が必要である。保護者の範囲や人数、入場確認方法、健康確認方法等について各学校で適切に定めること。  
(事前の広報活動等により、開催当日に混乱が起きないように留意する。)

- 練習や準備の段階から感染防止に万全の措置を講じること。特に、開催当日には、熱中症予防に留意するとともに、児童・生徒等の健康観察・体調確認を確実にを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある児童・生徒等が参加しないよう徹底すること。

### 【学習発表会】

- 合唱などの学習成果の発表会を実施するに当たっては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど慎重に対応すること。また、保護者の参観等がある場合は、その範囲や人数、入場確認方法、健康確認方法等について各学校で適切に定めること。(事前の広報活動等により、開催当日に混乱が起きないように留意する。)

- 実施に当たっては、練習や準備などの段階から感染防止に万全の措置を講じること。

- 学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議するなど、感染防止に万全の措置を講じること。

- 開催当日には、児童・生徒等の健康観察・体調確認を確実にを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある児童・生徒等が参加しないよう徹底すること。

※ホール等で実施の場合、参加人数は「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」の基準に従うこと。

なお、校内で実施する場合も、3密回避の視点から、児童・生徒等の座席の間隔を十分広くとること。

#### 【芸術鑑賞会】

○芸術鑑賞会の実施に当たっては、鑑賞する児童・生徒等に3の状況が生じないよう、感染防止に万全の措置を講じること。

○学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議するなど、感染防止に万全の措置を講じること。

○開催当日には、児童・生徒等の健康観察・体調確認を確実にを行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある児童・生徒等が参加しないよう徹底すること。

※ホール等で実施の場合、参加人数は「県対処方針」の基準に従うこと。（座席配置などについて、利用するホール等がガイドラインを作成している場合は、それに従うこと。）

#### 【修学旅行、宿泊を伴う行事、遠足】

○修学旅行等に関しては、長時間の移動、集団での宿泊等による感染リスクに対して、一般的な感染症予防対策に加え、一般社団法人日本旅行業協会等が作成した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」があることから、県内や旅行先の感染状況等を見極め、延期も含め慎重に判断すること。

○延期による変更で保護者の負担が増えないように内容を精査し、当初の旅行金額を越えないよう留意すること。

○実施に向けては、令和2年6月23日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課の事務連絡『旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）』について」を参考にしつつ、学校総合保険等への加入の検討を含め万全の措置を講じること。

※修学旅行を中止する場合は、企画料以外のキャンセル料が発生する前の時点で、判断すること。ただし、実施日が近づいた段階で、県内又は旅行先の感染状況等が大きく変化するなど、やむを得ない場合は特別支援教育課と協議すること。なお、中止や延期に伴い企画料やキャンセル料の支払いが生じた場合の補填の基準や手続きについては、後日連絡する。

### 【学校説明会】

- 学校説明会は、外部の参加者が参加することによる感染リスクを避けるため、参加者を事前に把握（万一の事態に備えて、参加者の氏名と連絡先を把握等）するとともに、当日の体温や健康状態を把握するなど感染防止の対応をとること。
- 一回当たりの参加人数を制限し座席の間隔を広くとる、時間を短縮する、自校の児童・生徒等の手伝いについては、最小限に留める（校舎内等において児童・生徒等と参加者が直に接する場面を避けること）、会場入口に消毒液を設置する、参加者にマスクの着用を求めるなど、感染防止に万全の措置を講じること。
- ホームページを充実することや、学校説明会当日以外にも質問を受け付けることなど、参加者や保護者に十分な情報が伝わるよう、広報活動の充実を図ること。